

平成 22 年第 3 回定例会 防災警察常任委員会

平成 22 年 10 月 12 日

益田委員

それでは、今日はボランティア団体に対する支援についてお伺いしたいと思います。

先月 21 日に神奈川県警でボランティアサポート本部という名称の拠点が立ち上がったというふうに新聞で見ました。ほぼ内容は把握できているつもりですが、最初に、もちろん A P E C との兼ね合いも当然あるんでしょうが、そうではなくて、これはこれからも続いていくサポート本部だろうというふうに私は思っておりますので、まずその設立した趣旨について。

もう一つ、ついでにお聞きしますが、全国的にこういう支援体制を構築しているところはあるのか、こういうサポート本部のようなものをつくっているところが全国的に他にあるのか。この 2 点をお伺いいたします。

生活安全総務課長

はじめに、サポート本部を設立した趣旨についてでございますが、現在県内各地におきまして、防犯や交通に携わる数多くのボランティア団体の皆様が日々献身的な活動をされております。こうしたボランティア団体の皆様には、これまでも様々な支援を行ってまいりましたが、県警察におきましては、これまで以上の支援をと考えまして、ボランティアの皆様からの各種要望や相談を受け、適切に対応していくことはもとより、犯罪や事故の情報、活動のノウハウの提供、さらには合同パトロール等の支援を行っていくなど、ボランティア活動を力強くサポートしていくことといたしました。

そこで、このたび、警察本部内に専従の事務局を置き、各部門が横断的な取組を行う体制として、ボランティア本部を設立したところでございます。

次に、こうしたボランティア本部は全国的に設置があるかとの問いでございますが、警察本部が全庁的な取組といたしまして各部門が一体となり、警察本部と警察署が連携を図ってボランティアの皆様をサポートしていく体制を構築したのは、当県警察が全国で初めてでございます。

益田委員

確かに、警察に限って話をすると、いろいろなボランティア団体が前線に行けばあると。そこを今回は、いわゆるサポート本部ということで横ぐしをさして、ボランティアに対する考え方をきちんとしてやっていこうということは素晴らしいことだというふうに思っております。それはそれで、他県に先んじてやったということを県警としては非常に鼻が高いということだと思いますので、しっかり頑張っていたいただきたいと思いますが、では、今度は県の方で、こういったボランティアに対する、特に安全防災局についての話でございますが、どのような支援をしているのかお伺いいたします。

くらし安全交通課長

県における自主防犯活動団体への支援につきましては、犯罪の発生状況あるいは自主防犯活動に役立つ情報の提供のほか、活動立ち上げのための支援としまして、安全・安心まちづくり団体事業補助金、また活動中の事故によりけがをした場合などに給付金を支給します安全・安心まちづくり事故給付金という

形で支援を行っております。このほかに、各団体が共通に抱えている問題点があります。リーダー不足あるいは活動の固定化、高齢化、これに対応するために4種類の講座を開催しております。一つ目が次期リーダー養成講座、二つ目がリーダーレベルアップ講座、三つ目が新規ボランティア団体向け講座、四つ目が県民の自主防犯活動団体への参加促進あるいは自主防犯活動団体の間のネットワークづくりを目的としました地域別コミュニティ講座、このように対象別に各種講座を開催しているところでございます。

益田委員

分かりました。それで、いろいろ様々なボランティアがありますので、今日は警察と安全防災局ですので、防犯についてのボランティアに絞っていきましょうか。そうでないと話がばらばらになってしまいますので、ここからは防犯のボランティアということでお願いしたいと思いますが、立ち上げることは立ち上げた。問題は、今もちょっとお話がありました、高齢化の問題とかいろいろあって、それとはまた別の問題で、活動資金の問題について私たちが現場にいると時々聞きます。

その活動資金に、立ち上げるところはともかくとして、継続的な支援が重要ではないかということをお話は日常的に聞いてはいるんですが、今後継続を支援していくという、そういう前提で、予算措置についてどのように講じていくのか、警察はどう考えているのかちょっと聞きましょうか。

生活安全総務課長

県警察におきましては、これまでボランティア団体の皆様には指導や助言といった、いわゆるソフト面の支援を行ってまいりました。他方、県におかれましては、これらのソフト面に加え、ボランティア団体の設立の際の資金援助、活動中における事故給付金制度というように、いわゆるハード面も担当しているということを承知しております。

したがって、県警察といたしましては、継続支援を行っていくためのハード面であり予算措置を講じることは困難であると考えております。

益田委員

警察の方は困難だと。ところが、一方で、当然継続をしていくための予算措置というのは考えてあげなければならないことは、もうみんな分かっているわけでございまして、今度は安全防災局に聞きますけれども、活動をやっていくときに、みんな正にボランティアだから、ただに決まっているのではないかという発想ではなくて、最低限かかるもの、先ほどはけがをしたり何かのときにはちゃんとやりますよとかというお話がありましたけれども、今度は県警の方で、立ち上げのときの話が生活安全総務課長の方から今ちょっと出ましたが、立ち上げるときだけの話ではなくて、いわゆる継続支援について安全防災局はどう考えていますか。

くらし安全交通課長

さきの常任委員会でもお答えしたとおり、県の財政、現在非常に厳しい状況でございます。今後もこの状態は続く見通しでございます。一方、県としましては、県民総ぐるみで犯罪を減少させるためには、地域の方々による自主防犯

活動のすそ野を広げ、この促進、拡大を図ることが大変重要であると考えております。

したがいまして、先ほど申し上げました活動立ち上げのための支援であります安全・安心まちづくり団体事業補助金、これを継続して実施しているところでございます。この補助金制度の設置の趣旨、目的を踏まえまして、さらには財政状況あるいは団体の立ち上げ状況、加えて市町村の取組状況等を見据えながら、今後の支援の在り方等について検討してまいりたいというふうに考えております。

益田委員

今のお話を聞いていると、要するに、立ち上げるとき、これについては思料いたしますよと。いわゆる団体事業補助金というんですか、それを実施している、こういう今の話でしたね。

ここのところをもうちょっと詳しく聞きたいんですが、ではその内容について説明してくれますか。

くらし安全交通課長

自主防犯活動団体の立ち上げを促進・支援するために、申し上げました神奈川県安全・安心まちづくり団体事業補助金、これの交付要綱に基づきまして、この補助制度を実施しております。この制度による補助対象事業は3種類ございます。自主防犯活動団体が新たに、防犯パトロール事業、学校・通学路の安全確保事業あるいは防犯キャンペーン事業、このいずれかを開始する際に、その活動用具の購入費としまして、8万円を上限としまして助成する制度でございます。

益田委員

今のお話、もう一回。パトロールと、安全の確認と、それからキャンペーン、これをやるところについて8万円を補助金として出しておりますと。すべての団体がこの三つをセットでやっているというふうに私は思わないんですが、この三つの、いわゆるメニューと、それから団体に対する8万円の補助金の考え方についてちょっと説明してください。

くらし安全交通課長

繰り返すようですが、自主防犯活動団体立ち上げの際の支援を後押しする制度としまして、現在の補助金制度、これを実施しております。

益田委員

では、パトロールしか私どもはできませんと、ノウハウからいっても、人的なことからいっても、それしかできませんということで立ち上げても、8万円は補助金としては出してくれる、これでいいんですか。

くらし安全交通課長

新たにパトロール事業を開始する、については助成金の交付を願いたいという申請がありましたら、8万円を上限としまして交付いたします。

益田委員

上限だ何だと、そういう分かりにくい話はともかくとして、8万円というものは、たとえパトロールだけで立ち上げても、新しく立ち上げる分には構いませんよと、こういうことですね。

そうすると、キャンペーンだけで立ち上げる、こういうことでも同じ考え方でいいんですか。要するに8万円というものはもらえる、申請すればもらえる資格があると、こういうことでいいんでしょうか。

くらし安全交通課長

そのとおりでございます。

益田委員

ということは、三つとも全部できなくても、一個一個のメニューでできるということが今確認できたわけですね。

では、それはそれとして、県から補助金が出ているんでしょうから、今現在どのくらいの団体が補助金を受けているのか聞きたいんですが、それは過去、平成17年度ぐらいからでいいから、まず、その年度別の予算と、それから申請があった件数、要するに出した件数と、実際に予算を執行した金額と、これを今ぱっと言えますか。

くらし安全交通課長

手元の資料でお答えいたします。

本制度は平成17年度から開始いたしました。開始当初、平成17年度当初予算800万円ございました。交付団体数が285団体、平成17年度については不足しました。次に、平成18年度、1,200万円計上しております。このとき交付団体数が135団体、約140万円を返納しております。平成19年度、予算が同じく1,200万円、交付団体数が73団体、六百四十数万円を返納しております。平成20年度、同じく1,200万円の当初予算、交付団体数が54団体、七百八十数万円を返納しております。昨年度、当初予算800万円、交付団体数が30団体、五百七十数万円を返納しております。

益田委員

今、返納しているという話がありましたけれども、それは、いわゆる減額補正という形でやっているんだと、こういうふうに思っているんでしょうか。

くらし安全交通課長

そのとおりでございます。

益田委員

ということは、今件数を聞くと、毎年毎年減ってきているわけです。最初、立ち上げたときには気合が入っていたから285件だったけれども、平成21年度はわずか30件しか申請がなくて、しかも570万円、その前の年は780万円も減額補正している。一方では、私たちが見聞きする限りですと、ボランティア団体としては様々なことで支援してもらいたいというところがあるにもかかわらず、こうやって減ってきているわけだね。何なの、一体。そんなわけないでしょう。これ全部、今言った件数を合計したって600件に達しませんよ。

そればかりではないでしょう。防犯のところに限って言ったって、それが何で、こういうふうに目詰まり状態というか、事が動かないというのは、幾ら予算を組んでいたって、先ほど一番先にくらし安全交通課長が、予算の関係がいろいろあるんですとおっしゃったけれども、その予算すら使い切れないで、欲しがっている団体はまだ別にあると、こういう状態なんです。これはこれでちょっと後でやるとして、警察に聞きますが、警察で把握している防犯ボラン

ティアの団体の中に、補助金制度を活用している団体があるかどうか、そこをお伺いします。

生活安全総務課長

県警察におきましては、本年6月末の数字ではございますが、約3,000の防犯ボランティア団体を把握しております。このうち、県の補助金制度を活用し、補助金を受領している団体は約1割であると承知しております。

益田委員

たった1割ですよ、たった1割。ところが、各警察署なんかへ行けば、防犯のことで一生懸命頑張っている方がたくさんいらっしゃる。県は県の方で、予算は組んだところが減額補正とは何を考えているのか、一体。今お金がないと騒いでいるときに、予算を組んでいて、僕もその実態を事前にもらいましたけれども、最初800万円組んだけれども、金額を超えたものだから、翌年、平成18年度から1,200万円ずつ組んできたわけだ。ずっと減ってきて、昨年は800万円にまた戻したわけだ。それでもなおかつ、昨年度に返した金額が570万円になっているけれども、実は1,200万円ついていたら、もっとでかい金額を減額補正していたわけだ。

どういう発想でこういうものを組んでいるのか、ちょっと僕は分からない。分からないというか、非常におかしい。何で減額補正なんかしなければならないのか。ということは、要するにちゃんとした広報というものができていないんじゃないかというところに尽きるわけだ。

それで、もう一回話を元へ戻しますが、先ほど三つのバージョンがありましたね。その中の例えばパトロールだけで今まで許可を得ておりました。では、今度、私どもは安全の確認のための作業をやります、こうなったときには、新たに申請すればそのお金は出るのでしょうか。

くらし安全交通課長

申請がございましたら、新たに開始する別事業でございましたら、交付することとなっております。

益田委員

ということは、一つの団体で、非常に知識が豊富な団体がいて、まず本年度はパトロールで立ち上げて、8万円という金額が、上限とかそういうことは別にして、8万円もらう。来年は、今度は安全確認で8万円補助金頂きましょう。再来年は、今度はキャンペーンでもらいましょう。こういうことが理屈では成り立つわけですか。

くらし安全交通課長

1回の申請で最大8万円まで補助金を受けられますので、3回申請すれば、最大上限24万円まで補助金を受けることは可能でございます。

益田委員

正にお役所仕事の最たるものよ。では、今度は逆ね。最初からこの三つをメニューに入れて立ち上げた。こうなると、この人たちは8万円ですね。

くらし安全交通課長

補助金の額の上限は8万円となっております。したがって、1回の申請で二つの事業あるいは三つの事業を同時に開始するとした場合でも、補助金の上限は8万円というふうになっております。

益田委員

実にばかげた話だ。お役所仕事もいいところ。

それで、先ほど生活安全総務課長の方からは、全部で3,000からある団体の中で補助金を受けているところは約1割だと言うんだよ。でも、立ち上げてしまったところは、もう通り過ぎてしまって、それで補助金をもらっていないければ、また別のメニューを出さなければならないわけだ。例えば、今の話、パトロールでやっている、既にもらい損なってしまった、知識が無くて。あと残っているメニューは二つしかない。これを順繰りにやっていくと。そんなの、これは何で決めたのか。さっき、ちょっとあった、要綱で決めているわけですか。

くらし安全交通課長

そのとおり、要綱で定めてございます。

益田委員

要綱をもう一度検討した方がいいですよ。片一方では、1割しかもらっていません、警察の方をいろいろ見ても。皆さん方は、訳の分からない三つもメニューがあるので、1個ずつ8万円ずつですよ。しかしながら、まとめて三つ最初から出したところは、もう一回きりですよ。もっと言えば、既に立ち上げてしまったところはもらえないわけでしょう、三つのメニューで。しかも、頑張れと。そんなばかな行政があるかと僕は申し上げておきますよ。

要は、ボランティアに対する補助というものがどういうものか何となく分かる、そちらが透けて見える。というのは、ボランティアを、防犯に対するボランティアを振興したいから、要するにみんなの意識を持ってもらいたいから、8万円出すからやってちょうだいよというのが何となく見える。しかしながら、既に立ち上げたところはもらえないとか、メニューを三つに分ければうまくやればもらえとか、何なんだ、これは一体。これ要綱をどういうふうにするか、非常に興味を持って僕、今後見ますよ。

とんでもない話だよ、そんなの。要綱なんて、自分たちの満足でつくったものではないのか。何を言っているんだと僕は思います。

それから、今の話で、これは恐らく委員の皆さん方も初めて聞いた話だと思うんだけど、僕もひよんなことで知って、今聞いているんだけど、このことをきちんと防犯団体の人たちに僕は説明しなければならない、今あるボランティアの人たちに、これは徹底してやるべきだと思うんだけど、このやりようについてどう考えるか、お願いします。

くらし安全交通課長

県ではこれまで、この団体事業補助金の支援制度を活用していただくために、県の広報媒体を活用した広報あるいはホームページへの掲載、さらには市町村や警察署へのチラシ、パンフレットの配布などにより周知策を図ってまいりました。今後は、更に周知徹底を図るために、県内各地域での自主防犯活動と深くかかわっている警察署を中心としまして、加えて市町村とも更に連携を強化して、新たな団体の掘り起こしとともに、新たな活動を開始した既存の団体に

対しましても、この支援制度の周知徹底を図り、県民の方々に活用していただけるよう努力してまいります。

益田委員

今、いろいろな広報はやってきました、しかしながら事は進んでいない、それで予算を使い切れないものは返しておりましたと、こういう話でしたけれども、やっぱりこれはもう広報をきっちりしていく。絶対に団体数はあるんだから、1割しか使っていないというんだから。残りの9割は、だって、その補助金すら知らないんですよ、みんな、恐らく。

今、警察署を使ってと、当たり前だよ。防犯活動だって、各署単位でほとんどがあるんですから、市町村ももちろんそうなもの。そういう話でしたよね。

では、県警の生活安全総務課長にちょっとお伺いしますが、そうやって署の方で何とか力のかしてもらいたいと、警察の方で力のかしてほしい、こう言っているわけですけども、望むところだというふうに思っているのかどうか。

生活安全総務課長

今お話があったとおりでございまして、各警察署でも県と連携いたしまして、広報・周知活動を図ってまいりたいと思います。

なお、防犯団体の多くは地区の防犯協会の参加団体になっておりますことから、県防犯協会を通じまして、各地区防犯協会への周知といった活動も行ってまいりたいと思っております。

益田委員

いずれにしても、防犯のボランティア、防犯というのはもう警察官だけではできっこないんだ。ワンマンでは無理ですから、とにかく警察の力を軸にしながらも、ボランティアに頼っていくということで、先ほど要綱で、立ち上げる時だけしか金を出しませんとか、三つのメニューをまとめてやってしまったら、はい終わりよと。一つずつ出してくださいとか、そんなばかなことを言っていないで、ちゃんと直してもらいたいと思いますよ。何のための補助金なんだと。要するに何のための支援金なんだ、お金なんだと。タックスペイヤーの方から見たら、そんなおかしい要綱なんていうのは、もう一回、僕は検討し直してもらいたいということを最後に要望しておきます。